

令和5年4月27日開催

令和5年度
燕市農業委員会第1回総会議事録

燕市農業委員会

燕市農業委員会第1回総会 議事録

1. 開催日時 令和5年4月27日(木曜日)
午前9時30分～午前10時11分

2. 開催場所 燕市役所 つばめホール

3. 出席委員(26名)

1番 山浦 博	11番 澁木 誠治	21番 片桐 正敏
2番 本田 繁	12番 山田 直子	22番 荻原 一郎
3番 三浦 哲郎	13番 江口 保	23番 山崎登美雄
4番 土田 喜七	14番 渡邊美代子	24番 小川 芳秀
5番 山上 忠	15番 江辺 耕一	25番 和田 正春
6番 澤口 隆行	16番 金山 吉夫	26番 笹川 勇雄
7番 笠原 久幸	17番 瀬戸 一義	
8番 藤田 浩介	18番 五十嵐博子	
9番 遠藤 忠夫	19番 明田栄以知	
10番 長谷川治仁	20番 阿部 恵作	

4. 欠席委員(0名)

欠席 0名

欠員 0名

5. 会議日程

(1) 開会

(2) 議事録署名委員の選任

(3) 会長報告

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)の報告

報告第2号 農地転用事実確認願いについて

報告第3号 農地の転用事実に関する照会について

報告第4号 農地等の現況に係る照会について

(4) 議事

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地転用事業計画変更承認申請について
- 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第5号 農用地利用集積計画(案)の決定について
- 議案第6号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画(案)の決定について

(5) 閉会

6. 出席した事務局職員

局長 加藤 篤聡 次長 広瀬美佳子 主任 治田 祐樹

7. 総会議長

和田 正春 (会長)

8. 議事録署名委員

18番 五十嵐博子 19番 明田栄以知

9. 会議の概要

以下のとおり

議 長	<p>本日の総会の欠席委員はありません。</p> <p>なお、各委員は、総会に欠席する場合は、必ず事務局に報告くださるようお願い致します。</p> <p>なお、審議におきまして、発言をする場合には、必ず議長の許可を得てから議席番号を告げ、発言するようお願いいたします。議事が閉会した後の協議事項等においては議席番号を告げる必要はありませんので、ご了承願います。</p> <p>総会は、現に在任する委員の過半数の出席により成立します。只今の出席委員は26名であります。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立している事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今より、燕市農業委員会第1回総会を開会致します。</p> <p>それでは、日程2の議事録署名委員の選任についてであります。</p> <p>議長の指名に一任願えますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	<p>それでは、議長として次の2名を指名致します。</p> <p>議席番号18番 五十嵐博子 委員及び</p> <p>議席番号19番 明田栄以知 委員にお願いします。</p>
議 長	<p>次に、日程3の会長報告についてであります。</p> <p>会長報告第1号から第4号を事務局に一括して報告を求めます。</p>
事務局	<p>会長報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)」の報告であります。</p> <p>受付番号1番 吉田浜首町の田、計2筆、1,233㎡、売買に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号2番 熊森字東畑の田、計3筆、5,735㎡、耕作者の変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号3番 熊森の田、計2筆、12,941㎡、耕作者の変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号4番 熊森字屋敷添の田、計2筆、6,849㎡、耕作者の変更に伴う利用権の解約であります。</p>
事務局	<p>次に、農協転貸の解約であります。</p> <p>受付番号5番 小中川の田、1筆、4,353㎡、耕作者の都合に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号6番 秋葉町四丁目の田、1筆、806㎡、耕作者の都合に伴う利用権の解約であります。</p>

事務局	<p>受付番号7番 杉名字杉名の田、計2筆、1,873 m²、耕作者の都合に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号8番 大保字乗出、他の田、計30筆、19,430 m²、耕作者の変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号9番 米納津字道満堂、他の田、計24筆、19,428 m²、耕作者の変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号10番 富永字腰廻、他の田、計28筆、14,687.15 m²、耕作者の変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号11番 吉田浜首町の田、計5筆、4,691 m²、売買に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号12番 田中新字前田の田、計4筆、4,084 m²、耕作者の変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号13番 横田字前田の田、計3筆、4,935 m²、耕作者の変更に伴う利用権の解約であります。</p>
事務局	<p>次に、中間管理事業の解約であります。</p> <p>受付番号14番 東太田字小西の田、1筆、267 m²、耕作者の都合に伴う利用権の解約であります。</p>
事務局	<p>続きまして、会長報告第2号「農地転用事実確認願について」であります。</p> <p>受付番号1番 桜町字田尻田の田、1筆、787 m²、転用目的は住宅及び車庫兼倉庫、現況地目は宅地、証明番号年月日は証第8号、令和5年3月17日であります。</p>
事務局	<p>続きまして、会長報告第3号「農地の転用事実に関する照会について」であります。</p> <p>受付番号1番 吉田中町の畑、1筆、532 m²、現況地目は非農地、宅地、転用許可等の有無はなし。許可を得ることが必要であるが許可を得ていない。現状回復命令の有無はなし。用途地域であります。</p>
事務局	<p>受付番号2番 灰方字南の田、1筆、1,008 m²、現況地目は非農地、雑種地、転用許可等の有無はなし。許可を得ることが必要であるが許可を得ていない。現状回復命令の有無はなし。農用地区域外であります。</p>
事務局	<p>受付番号3番 小高字池田の田、1筆、166 m²、現況地目は非農地、</p>

事務局	<p>宅地、転用許可等の有無はなし。許可を得ることが必要であるが許可を得ていない。現状回復命令の有無はなし。用途地域であります。</p>
事務局	<p>続きまして、会長報告第4号「農地の現況に係る照会について」であります。</p> <p>受付番号1番 東太田字東門三郎の田、1筆、330㎡、現況地目は非農地、宅地、転用許可等の有無はなし。小作人等についてはなし。買受適格証明書の要否については要する。用途地域であります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の報告が終わりましたので、質問等を受けたいと思います。質問等ありましたらお願い致します。</p> <p>(質問なし)</p>
議長	<p>ご質問が無いようですので、日程4の議事に入ります。</p>
議長	<p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号1番 地藏堂字川原五十歩、他の田畑、計11筆、7,870.97㎡、契約内容は贈与。同世帯内での所有権移転となるため、位置図は省略いたします。</p> <p>受付番号2番 高木字八幡の畑、1筆、213㎡、契約内容は贈与、位置図は議案資料の1頁をご覧ください。</p>
事務局	<p>以上、これらの案件は、地域調和等、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断されます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本件については、去る4月21日、第3事前審査委員会が開催されていますので、小川委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
小川委員長	<p>4月21日、午前9時30分より、市役所3階301会議室で、第3事前審査委員会、委員12名による審査の結果、「農地法第3条の規定による</p>

	許可申請」2件、異議がなかった事を報告致します。
議長	只今、小川委員長より、審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。 (質疑なし)
議長	無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事で、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。
議長	次に、議案第2号「農地転用事業計画変更承認申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第2号「農地転用事業計画変更承認申請について」であります。受付番号1番 大曲字砂押の田、1筆、265㎡、当初計画では住宅を建設する計画でしたが、都合により計画を断念し、承継者が駐車場5台を整備するものです。位置図、土地利用計画図は、議案資料2～3頁をご覧ください。
事務局	受付番号2番 吉田神田町の畑、計2筆、512㎡、当初計画では診療所兼住宅を建設する計画でしたが、都合により計画を断念し、承継者が駐車場14台を整備するものです。位置図、土地利用計画図は、議案資料4～5頁をご覧ください。
事務局	受付番号3番 分水弥生町の畑、1筆、287㎡、当初計画では住宅を建設する計画でしたが、都合により計画を断念し、承継者が住宅を建設するものです。位置図、土地利用計画図は、議案資料6～7頁をご覧ください。 説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。本件についても第3事前審査委員会が開催されていますので、小川委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
小川委員長	審査の結果、農地転用事業計画変更承認申請3件、異議がなかった事を報告致します。

議 長	<p>只今、小川委員長より、審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「承認」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「承認」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号1番 又新字下組の畑、計2筆、340㎡、転用目的は、作業場。位置図・土地利用計画図は、議案資料8～9頁をご覧ください。</p> <p>他人から譲り受けた土地について農地であることが判明したため、申請するものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、第3種農地であると判断されるところであります。</p> <p>なお、始末書が添付されておりますので、事前審査委員会で読み上げさせていただいたところであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第3事前審査委員会が開催されていますので、小川委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
小川委員長	<p>審査会では、事務局が始末書を読み上げ、これを確認しました。審査の結果「農地法第4条の規定による許可申請」1件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、小川委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>

議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、「許可」とする事でご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号1番 井土巻五丁目の田、1筆、563㎡、転用目的は宅地分譲3区画、契約内容は売買、令和5年7月31日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料10～11頁をご覧ください。</p> <p>不動産業を営んでおりますが、業務の拡大を図るため、宅地分譲3区画を販売するものです。申請地は、準工業地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ、第3種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号2番 大曲字砂押の田、1筆、265㎡、転用目的は駐車場5台、契約内容は売買、令和5年6月20日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料2～3頁へお戻りください。先ほど計画変更の受付番号1番で説明した案件であります。</p> <p>通勤に使用している社有車や頻繁に帰郷する親族の駐車場が不足し、路上駐車を余儀なくしており、自宅の隣接地を購入して駐車場にするものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ、第3種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号3番 吉田神田町の畑、計2筆、512㎡、転用目的は駐車場14台、契約内容は売買、令和5年7月30日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料4～5頁をご覧ください。先ほど計画変更の受付番号2番で説明した案</p>

事務局	<p>件であります。</p> <p>申請人の両親が営む会社が駐車場不足となっており、当該地を購入し駐車場不足を解消するものです。申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ、第3種農地であると判断される場所であります。</p>
事務局	<p>受付番号4番 吉田下中野字大島の畑、1筆、241㎡、転用目的は駐車場9台、契約内容は賃貸借、令和5年8月31日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料12～13頁をご覧ください。</p> <p>業務の拡大のため歯科医院を増築しますが、駐車場が不足するため、当該地を借受け駐車場にするものです。申請地は、第一種中高層住居専用地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ、第3種農地であると判断される場所であります。</p>
事務局	<p>受付番号5番 吉田下中野字大島の畑、1筆、255㎡、転用目的は住宅、契約内容は使用貸借、令和5年9月30日完工予定。位置図・土地利用計画図は議案資料14～15頁をご覧ください。</p> <p>現在の住宅が手狭になり、親族所有の当該地を借受け、住宅を建設するものです。申請地は、第一種中高層住居専用地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ、第3種農地であると判断される場所であります。</p> <p>なお、始末書が添付されておりますので、事前審査委員会で読み上げさせていただいた場所であります。</p>
事務局	<p>受付番号6番 分水弥生町の畑、1筆、287㎡、転用目的は住宅、契約内容は売買、令和5年10月10日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料6～7頁へお戻りください。先ほど計画変更の受付番号3番で説明した案件であります。</p>

事務局	<p>現在住んでいる住宅が手狭となり、住宅を建設するものです。申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ、第3種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号7番 分水文京町の畑、計4筆、1,035㎡、転用目的は宅地分譲4区画、契約内容は売買、令和5年6月30日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料16～17頁をご覧ください。</p> <p>不動産業を営んでおりますが、業務の拡大のため、宅地分譲4区画を整備するものです。申請地は、第一種中高層住居専用地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ、第3種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号8番 八王寺字館ノ割の畑、1筆、304㎡、転用目的は住宅、契約内容は売買、令和5年10月31日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料18～19頁をご覧ください。</p> <p>現在アパートに住んでいますが、手狭となり住宅を建築するものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ、第3種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号9番 水道町三丁目の田、計2筆、1,341㎡、転用目的は宅地分譲6区画、契約内容は売買、令和5年12月28日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料20～21頁をご覧ください。</p> <p>不動産業を営んでおりますが、業務の拡大のため、宅地分譲6区画を整備するものです。申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ、第3種農地であると判断されるところであります。</p>

事務局	<p>受付番号 10 番 秋葉町四丁目の田、計 6 筆、1,230 m²、転用目的は駐車場 36 台、契約内容は売買、令和 5 年 9 月 30 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料 22～23 頁をご覧ください。</p> <p>歯科医院を営んでおりますが、駐車場が不足しているため職員用、来院者用の駐車場を整備するものです。申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ、第 3 種農地であると判断される場所です。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第 3 事前審査委員会が開催されていますので、小川委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
小川委員長	<p>審査会では、事務局が始末書を読み上げ、これを確認しました。審査の結果、農地法第 5 条の規定による許可申請 10 件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、小川委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に議案第 5 号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 5 号「農用地利用集積計画（案）の決定について」であります。所有権の移転であります。</p> <p>受付番号 1 番 高木の田、1 筆、5,740 m²、移転時期は令和 5 年 5 月 25 日、対価は〇円、引渡し時期は令和 5 年 5 月 31 日。位置図は議案資料 24 頁をご覧ください。</p>

事務局	<p>受付番号2番 又新字箴割の田、1筆、1,085㎡、移転時期は令和5年5月25日、対価は〇円、引渡し時期は令和5年5月31日。位置図は同じく議案資料24頁をご覧ください。</p>
事務局	<p>続いて、利用権設定になります。議案につきましては、事前配布してございますので、一番目のみ読み上げさせていただきます。</p> <p>受付番号1番 国上字長辰、他の田畑、計4筆、2,938㎡、10年の再設定になります。以下、お読み取り下さい。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第3事前審査委員会が開催されていますので、小川委員長より、審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
小川委員長	<p>審査の結果、農業経営基盤強化促進法による所有権移転2件、利用権の再設定2件、異議がなかった事を報告します。</p>
議長	<p>只今、小川委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、「決定」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「決定」とする事に決しました。</p>
議長	<p>次に、議案第6号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題と致します。事務局に一括して説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第6号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画(案)の意見について」であります。</p> <p>議案の23頁をご覧ください。</p> <p>はじめに公社借入の農用地利用集積計画であります。</p> <p>10年の集積計画であります。</p> <p>議案につきましては、事前配布してございますので、一番目のみ読み上げさせていただきます。</p>

事務局	<p>受付番号1番 大曲字曾根の田、計6筆、6,049㎡、利用権の設定を受ける者は新潟県農林公社、設定期間は令和15年4月5日までの10年、単価については記載のとおりですので、お読み取りください。</p>
事務局	<p>次に、33頁をご覧ください。9年の集積計画であります。 受付番号53番 熊森字柳島の田、計4筆、6,120㎡、設定期間は令和14年4月5日までの9年であります。</p>
事務局	<p>次に、34頁をご覧ください。8年の集積計画であります。 受付番号55番 国上字居下の田、計2筆、425㎡、設定期間は令和13年3月5日までの8年であります。</p>
事務局	<p>次に、35頁をご覧ください。7年の集積計画であります。 受付番号57番 柚木字枯木の田、計2筆、1,704㎡、設定期間は令和11年12月31日までの7年であります。</p>
事務局	<p>次に、36頁をご覧ください。5年の集積計画であります。 受付番号58番 東太田字寺田の田、1筆、482㎡、設定期間は令和10年4月5日までの5年であります。</p>
事務局	<p>次に、38頁をご覧ください。4年の集積計画であります。 受付番号71番 桜町の田、1筆、5,158㎡、設定期間は令和8年11月7日までの4年であります。</p>
事務局	<p>次に、公社貸付の農用地利用集積計画であります。 10年の集積計画であります。議案の39頁をご覧ください。 こちらにつきましても、一番目のみ読み上げさせていただきます。 受付番号1番 大曲字曾根の田、計6筆、6,049㎡、設定期間は令和15年4月5日までの10年であります。</p>
事務局	<p>次に、48頁をご覧ください。9年の集積計画であります。 受付番号32番 熊森字柳島の田、計4筆、6,120㎡、設定期間は令和14年4月5日までの9年であります。</p>
事務局	<p>次に、49頁をご覧ください。8年の集積計画であります。 受付番号34番 国上字居下の田、計2筆、425㎡、設定期間は令和13年3月5日までの8年であります。</p>

事務局	次に、50 頁をご覧ください。7 年の集積計画であります。 受付番号 36 番 杣木字枯木の田、計 2 筆、1,704 m ² 、設定期間は令和 11 年 12 月 31 日までの 7 年であります。
事務局	次に、51 頁をご覧ください。5 年の集積計画であります。 受付番号 37 番 東太田字寺田の田、1 筆、482 m ² 、設定期間は令和 10 年 4 月 5 日までの 5 年であります。
事務局	次に、53 頁をご覧ください。4 年の集積計画であります。 受付番号 48 番 桜町の田、1 筆、5,158 m ² 、設定期間は令和 8 年 11 月 7 日までの 4 年であります。
事務局	次に、集積計画の移転であります。 受付番号 1 番 熊森の田、1 筆、2,473 m ² 、残期間は令和 9 年 4 月 5 日までの 3 年であります。 なお、関係委員の案件として、議案の 51 頁、公社貸付の受付番号 41 番に遠藤委員、受付番号 42 番に山浦委員の 2 名が、関係委員の案件となります。 説明は以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。本件についても、第 3 事前審査委員会が開催されていますので、関係委員の案件である公社貸付の受付番号 41 番、42 番を除いて、小川委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
小川委員長	審査の結果、関係委員の案件である 2 件を除く農地中間管理事業の集積計画公社借入 71 件、公社貸付 46 件、移転 1 件、異議がなかった事を報告致します。
議 長	只今、小川委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。 (質疑なし)
議 長	しばらくして無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、受付番号 41 番、42 番を除いて農用地利用集積等促進計画は「決定」とする事で、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)

議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり農用地利用集積等促進計画を「決定」とする事に決しました。
議 長	<p>それでは、関係委員である、議席番号1番 山浦 博委員、議席番号9番 遠藤忠夫委員は退席願います。</p> <p>(関係委員 退室 午前10時08分)</p>
議 長	それでは、関係委員の案件、受付番号41番、42番について、小川委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
小川委員長	審査の結果、受付番号41番、42番について、異議がなかった事を報告致します。
議 長	<p>只今、小川委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「決定」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「決定」とする事に決しました。
議 長	<p>関係委員は、入室願います。</p> <p>(関係委員 入室・着席 午前10時10分)</p>
議 長	退席された委員に報告します。関係委員の案件につきましては、「決定」とする事に決しました。ご協力ありがとうございました。
議 長	なお、議案第5号、議案第6号の案件につきましては、 <u>5月8日</u> の告示により効力が発生する事になります。
議 長	<p>以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了致しましたので、燕市農業委員会第1回総会を閉会致します。</p> <p>(終了時刻 午前10時11分)</p>

本議事録は、燕市農業委員会会議規則第14条の規定によりこれを作成し、この次第に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年4月27日

総会議長 和田正春

議事録署名委員 五十嵐博子

議事録署名委員 明田栄以知
